

項 目	(新)	(旧)
受入実績	<p>・以下の評価基準のいずれかを満たすこと（協力診療科が精神科のみの医療機関を除く） （評価は評価基準Ⅰ→評価基準Ⅱの順に行い、「時間外」は平日17時～翌9時及び土日祝の終日とする）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○評価基準Ⅰ 大阪府内の消防機関からの時間外救急搬送受入件数が1年間で60件以上 （2半期連続で30件以上） ○評価基準Ⅱ 大阪府内の消防機関からの救急搬送受入件数（全時間帯）が1年間で120件以上（2半期連続で60件以上） ※評価基準Ⅱについて、前回認定が評価基準Ⅱによる場合は適用しない。 ※非通年・輪番制でのみ救急告示を受けている医療機関については、上記の1／2の件数（端数切捨）とする 	<p>・以下の評価基準のいずれかを満たすこと（協力診療科が精神科のみの医療機関を除く） （評価は評価基準Ⅰ→評価基準Ⅱの順に行い、「時間外」は平日17時～翌9時、土日祝は終日とする）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○評価基準Ⅰ 医療機関の所在地を管轄する消防機関からの時間外救急搬送受入件数が3ヶ月で15件以上 ○評価基準Ⅱ 医療機関の所在地を管轄する消防機関及び所在地の周辺地域を管轄する消防機関からの救急搬送受入件数（全時間帯）が合わせて3ヶ月で30件以上 ※非通年・輪番制でのみ救急告示を受けている医療機関については、上記の1／2の件数（端数切捨）とする